

電話サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧		新	
(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使⤵します。		(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使⤵します。	
用 語	用 語 の 意 味	用 語	用 語 の 意 味
1 ～ (略) 17	(略)	1 ～ (略) 18	(略)
17の2 避難所等	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の7第1項の規定により指定された指定避難所その他の同項に規定する避難所又は災害時に帰宅することが困難な者が一時的に滞在するための施設(徒歩帰宅を支援するための施設を含みます。)	17の2 避難所等	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の7第1項の規定により指定された指定避難所その他の同法第33条の2第1項第1号に規定する避難所又は災害時に帰宅することが困難な者が一時的に滞在するための施設(徒歩帰宅を支援するための施設を含みます。)
18 ～ (略) 31	(略)	18 ～ (略) 31	(略)
		附 則(令和7年7月30日東経営第000200000648号) この改正規定は、令和7年8月1日から実施します。	

特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧		新	
(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使⽤します。		(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使⽤します。	
用 語	用 語 の 意 味	用 語	用 語 の 意 味
1 ～ (略) 11の3	(略)	1 ～ (略) 11の3	(略)
11の4 避難所等	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項に規定する指定避難所その他の同項に定める避難所又は災害時に帰宅することが困難な者が一時的に滞在するための施設（徒歩帰宅を支援するための施設を含みます。）	11の4 避難所等	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定により指定された指定避難所その他の同法第33条の2第1項第1号に規定する避難所又は災害時に帰宅することが困難な者が一時的に滞在するための施設（徒歩帰宅を支援するための施設を含みます。）
11の5 ～ (略) 26	(略)	11の5 ～ (略) 26	(略)
		附 則（令和7年7月30日東経営第000200000648号） この改正規定は、令和7年8月1日から実施します。	